

議第 8 2 号

三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定により、令和2年10月13日に請求のあった三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定について、同条第3項の規定により、意見を付けて議会に付議する。

令和2年10月27日提出

三島市長 豊岡 武士

三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、三島駅南口東街区再開発事業に関して、現計画に対する住民の意思を反映させ、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成させるため、三島駅南口東街区再開発事業に対する市民の意向を把握するために、住民による投票（以下「住民投票」という。）を実施する。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の交付の日から起算して40日を経過する日までの間において市長が定める日曜日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の日の前日において、本市の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の長の選挙区の投票区及び開票区とする。

(投票の方法)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日に、自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。

4 投票人は、投票所において、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に○の記号を自ら記載し、これを投票箱に入れなければならない。

(点字投票等)

第8条 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、投票人は、規定で定めるところにより、点字投票することができる。

2 前条第4項及び第10項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載できない投票人は、規定で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にあつては、同条第2項から第4項まで及び第10条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第9条 投票用紙は、別記様式のとおりとする。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの

- (3) ○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれにも記載したもの
- (4) ○の記号を自ら記載しないもの
- (5) ○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれかに対して記載したか確認
しがたいもの
(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、三島駅南口東街区再開発事業に関して投票資格者が意志を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するようにしなければならない。

(投票の促進)

第12条 市長は、投票資格者の10分の4以上の投票を目指し、本条例制定請求者と協議して、住民投票公報を作成し全世帯に配布するほか、広報、掲示板その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めなければならない。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意志が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票結果の告示等)

第14条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、投票率にかかわらず、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第16条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職

選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員または長の選挙の例による。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、本条例制定請求者を加えて協議し、規則として定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、交付の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○ <small>まる</small> を記載する欄 <small>きさいらん</small>	令和 年執行 三島駅南口東街区再開発事業について コロナなどの感染症をふまえて	印
現計画のまますすめる	都市計画決定を一年延期し、市民の意見を取り入れて見直す	選 <small>せん</small> 択 <small>たく</small> 肢 <small>し</small>		

<注 意>

- 1 三島駅南口東街区を再開発する事業について、あなたが良いと思う選択肢の○をつける欄に○を記載してください。
- 2 ○のほかは、何も書かないでください。

備考

- 1 投票用紙は、片面印刷の方法により調製する。
- 2 投票用紙は、色紙を用い、又は色刷りとすることができる。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とすることができる。

意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき、三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定の請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、意見を申し上げます。

1 事業の経過

三島駅南口の再開発事業は、昭和 62 年の検討開始以降、多くの関係者が力を合わせ、実現に向けて取り組んできた事業です。

平成 5 年度及び平成 6 年度には、再開発事業が三島市民の宝である地下水に影響を与えることがないようにするため、「三島駅前地区地下水等環境影響調査」を実施致しました。

平成 9 年度には、事業予定区域内の日本国有鉄道清算事業団所有地について、「三島市議会公共用地取得・利用等検討特別委員会」が設置され、慎重な審議を経て、市議会 9 月定例会において「三島駅前は伊豆の玄関口として重要な場所であり、多くの市民から開発の希望が出ていることから、この用地を取得すべき」旨の委員長中間報告がされたことを踏まえ、用地の払下げを受けております。

経済情勢の悪化などにより、事業化への道筋が見えない時期が長く続く中で、平成 22 年度には事業化の一手手前まで至ったものの、東日本大震災の影響により当時の参画予定事業者が撤退するなど、紆余曲折を経てきましたが、団体ヒアリングやパブリックコメント等を通じて寄せられた市民の皆様などのご意見を踏まえ、平成 23 年度に、三島駅周辺のまちづくりの方向性を示した「三島駅周辺グランドデザイン」を策定し、東街区の開発コンセプトを「広域健康医療拠点」と定め、実現に向け取り組んで参りました。

その後、専門家のご支援をいただきながら、平成 29 年度の事業協力者の募集、平成 30 年度の事業協力協定の締結により、事業が初めて具体化し、本年 6 月には、再開発事業の推進に当たってのまちづくりのルールである、都市計画の決定及び変更の手續に着手したところであります。

なお、三島駅周辺グランドデザインにおいて、開発コンセプトを「広域観光交流拠点」と定めた西街区については、本年 6 月に富士山三島東急ホテルが開業しております。東街区再開発事業が実現することで、東西両街区の相乗効果により、本市の一層の活性化につながるものと考えております。

2 事業推進の方針

本事業は、都市計画の決定及び変更の途中で、現時点での計画案は、詳細な調査や設計を行う前の段階であり、随時、見直しを加えていく前提のものであります。今後、新型コロナウイルス感染症の収束と社会経済情勢を見据えつつ、市民の皆様のご意見を踏まえ詳細を検討していくものであります。

三島駅周辺グランドデザインの策定当時から、市民の皆様のご意見やご希望を伺いながら推進して参りました本事業につきましては、事業協力者決定後も、説明会等様々な手段を用いて事業概要をお知らせするとともに、事業に対するご意見を伺う取組を重点的に実施しており、今後も継続していくことが重要であると考えております。

このような中、今回の「請求の要旨」でも挙げられている、事業による「市財政への影響」、「地下水への影響」に関するご意見は、これまでの説明会等におきましてもいただいております、市としては、適切な検証を行った上でご回答申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてきたところです。また、三島市議会においても、これらをはじめ、事業の効果などについて、数多くの議論を重ねてきていただいております。

その上で、「説明も不十分」などのご意見に対しましては、引き続き、市民説明会、広報みしま、市ホームページなどで適切な情報提供と丁寧な意見聴取に取り組んでいく所存であり、とりわけ、情報提供に関しては、事業を進めつつ、具体的な検証を行っていくことで、より詳細なものとなりますので、市民の皆様に一層のご理解をいただけるよう努めて参ります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動との両立を進めていく中で、三島市の持続的な発展に大きく寄与するものであり、早期に実現すべきものと確信しております。

3 本条例案に対する考え

本条例案については、投票用紙の「コロナなどの感染症をふまえて」という文言と選択肢との関係が明確でないことのほか、投票用紙の選択肢にも大きな課題があるものと考えております。

「請求の要旨」には、住民投票という方法で市民の意向を確認すべき旨の主張がされていますが、投票用紙の選択肢は、「都市計画決定を1年延期し、市民の意見を取り入れて見直す」と「現計画のまますすめる」の2択となっており、この2択では市民の総意を的確に把握することは難しいと考えます。

また、「都市計画決定を1年延期し、市民の意見を取り入れて見直す」

という選択肢については、見直しの視点が曖昧であり、かつ、見直し結果の検証方法も定められていないため、事業の方向性が不透明となることが懸念されます。さらに、都市計画決定の延期に伴い、都市計画決定後に実施される調査業務や設計業務も延期となりますので、市民の皆様への詳細な説明も行えなくなってしまうこととなります。

一方、現時点での計画案は、市民の皆様のご意見を踏まえ、随時、見直しを加えていく前提であるのに対し、「現計画のまますすめる」という選択肢では、今後の見直しができないこととなりますので、なお一層市民の皆様喜んでいただける事業計画にすることが困難になるものと考えます。

これらのことから、どちらの選択肢によっても本事業を良い方向に導くことはできないと考えます。

4 総括

都市計画決定後の調査や設計など、より詳細な検討を進め、精度を高めた施設計画や財政負担、地下水保全策等について市民の皆様にご丁寧な説明を行うこと、寄せられたご意見を踏まえながら事業計画をつくり上げていくことこそが、本事業を市民の皆様喜んでいただけるものとする上で最良の方法であると考えております。

もとより、直接請求制度は、間接民主制を補完する制度であり、その意義は深く認識しているところですが、以上のことなどを踏まえ、私としては、住民投票を実施するための本条例の制定については賛成しがたく、反対せざるを得ないと考えます。

最後になりますが、今回、4,857人の署名をもって条例の制定の請求に至ったことは、本事業に対する注目の表れであり、三島市の発展につながる事業にしてほしいとの期待の表れでもあると認識しております。

今後も、事業の進捗に応じた市民の皆様への適切な情報提供と丁寧な意見聴取の取組を継続しながら、事業関係者の力を合わせ、三島市の長年の懸案であります本事業を成功に導いていく所存であることをお伝えし、私の意見と致します。

令和2年10月27日

三島市長 豊岡 武士



三島市条例制定請求書

三島駅南口東街区再開発計画に関する住民投票条例の制定請求の要旨

1 請求の趣旨

三島市で進行中の三島駅南口東街区再開発計画は、市が三島駅南口ロータリー東側の土地開発公社所有の土地を購入し、その周辺を含め約1.3haに、高さ約90mの高層の民間分譲マンション、ホテル、市営立体駐車場など建設し、店舗、医療施設、健康づくり施設などを整備しようとするものです。市は、この場所を、利便性を向上させ、玄関口にふさわしい機能を備えた、にぎわいの創出を生み出す「広域健康医療拠点」として、総額211億円の事業費のうち、約35.5%に及ぶ補助金75億円が予定されています。市は、そのうち補助金も含め56億円もの市税を支出する予定です。

少子高齢化のもとで、将来にわたり人口の急速な減少が予測され、投資した多額の市税が予定通り回収される見込みは保障されません。また、新型コロナウイルス感染症は市民の社会経済活動に大きな打撃を与え、未だに終息せず、第2波ともいえる事態となっています。この状況下、駅前の狭い地域の大型施設に多くの人が集中する計画は、これからのまちづくりに相応しいものでしょうか。今こそ、三島市が取り組むべきは市民をコロナ禍から守ることであり、それこそが市政の最重要課題です。

市は、これまでの市民説明会で説明を尽くしたとし、市議会は2月定例議会で関連議案を可決しましたが、市民説明会に参加した市民は少数で、その場での説明も不十分であり、いまだに多くの市民が理解・納得したとはいえません。また、地下水への影響への懸念が依然として解消されないままです。

住民投票は、地方自治法第74条に規定された、市政の重要事項について広く市民の総意を的確に把握するために実施することができる、議会制間接民主主義を補完する制度です。市が、本計画について市民への説明が終わったとするのであれば、ここで、計画に対する賛成、反対の意見にかかわらず、直接市民の意向確認を行うべきではないでしょうか。

以上のことから、三島駅南口東街区再開発計画について、三島市民にその意向を問う住民投票条例の制定を求めます。

2 請求代表者

三島市三恵台32-5

吉岡 肇



1951年11月 2日生 男

三島市中305レアルメゾン加藤105

月倉 京子



昭和52年 1月18日生 女

三島市山中新田4737-1

金子 正毅



昭和20年 2月 4日生 男

三島市長伏94-1

下山 祥江



1958年 4月18日生 女

三島市南田町9-4

小野 浩一



1941年 4月20日生 男

三島市大社町8-29エンゼルフォレシス大社町505

浅羽



昭和50年12月23日生 女

地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

令和2年8月//日

三島市長 豊岡武士 様

備考

- 1 本請求書又はその写は三島市条例制定請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。
- 2 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。